

第102回産業統計部会・第105回サービス統計・企業統計部会（合同部会）議事録

1 日 時 令和3年4月2日（金）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、椿 広計（部会長）、岩下 真理、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

経済産業省、東京都、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について

5 議事録

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 定刻になりましたので、ただ今から第102回産業統計部会及び第105回サービス統計・企業統計部会の合同部会を開催いたします。

冒頭、事務局から発言をさせていただきます。

まず、事務局で人事異動がございまして、4月1日に着任しました大村国際統計企画官から御挨拶させていただきます。

○大村総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 皆様、おはようございます。4月1日付けで国際統計企画官を拝命いたしました大村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 では、本日から皆様に御審議いただく案件は、3月24日に開催された第162回統計委員会において諮問させていただいた経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について、でございます。

今回の主な諮問内容は経済構造統計の体系を変更するものであり、経済構造実態調査の乙調査の廃止、工業統計調査の包摂に伴う変更と工業統計調査の中止等でございます。そ

のため、経済構造実態調査を担当するサービス統計・企業統計部会のみならず、工業統計調査を担当する産業統計部会の委員にも御参画いただき、合同部会として開催することとなりました。つきましては、今回の審議の進行・取りまとめをいずれかの部会長にお願いしたいのですが、いかがいたしましょうか。

川崎部会長、お願いいたします。

○川崎部会長 この審議につきましては、私としてはサービス統計・企業統計部会長をされています椿部会長にお願いできればと思っています。よろしくお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 椿部会長を推薦される旨の発言がございましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ここからの進行は椿部会長にお願いいたします。

○椿部会長 ただ今、御指名いただきましたので、進行・取りまとめにつきましては、私、椿が務めてまいります。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の影響が心配な状況ではございますけれども、本日、御参集いただいたことに感謝申し上げます。

冒頭に事務局から発言がありましており、本日から御審議いただく案件は、3月24日開催の第162回統計委員会で諮問された経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止についてです。我が国の産業統計の大きな枠組みに係ることですので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会の構成につきましては、お手元の資料の参考1にまとめておりますが、それぞれの部会のメンバーでいらっしゃる川崎部会長、岩下委員、宇南山臨時委員、菅臨時委員、成田臨時委員に加えまして、国民経済計算体系的整備部会の部会長でいらっしゃいます宮川委員にも御参画いただいております。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 おはようございます。本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1が委員会に諮問した際の資料、資料1-1、1-2、1-3とございます。それから、資料2が今回予定している御審議いただくに当たっての論点の提示となっております。資料3は調査実施者からの御説明資料でございます。資料3には別添1から別添5までの資料が付いております。それから参考資料といたしまして、参考1が委員等の名簿、参考2が日程となっております。

資料に過不足等ございませんでしょうか。

事務局からの説明は以上でございます。

○椿部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、今、御説明のあったことにも関わりますけれども、審議自体は資料2の審査メモに従って、事務局から審査状況と論点を説明してもらった後、各論点に対する調査実施者からの回答を踏まえて審議する形で進めたいと考えております。

それから、2点目は、参考2の資料があるかと思っておりますけれども、審議スケジュールについて、でございます。

今回の案件については、本日を含めた4回の部会で変更計画に関する審議を一通り終えるとともに、答申案の取りまとめまで行いたいと考えているところです。ただし、審議状況によっては、恐縮ですけれども、予備日として設定している6月11日に部会を開催する可能性がございますので、御承知いただければと思います。

最後に、3点目ですけれども、本日の審議は12時までを予定していますが、審議の状況によっては、予定時間を若干超過してしまう可能性もあると思います。その場合、御予定のある方は御退席いただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、諮問の概要についてですが、これについては統計委員会場で事前に説明していただきましたので、審議を効率的に進めるために、この場での詳細な説明は割愛させていただきます。

ただ、3月24日の統計委員会に諮問が行われた際に、委員から御発言がありました。これをまず事務局から紹介していただきたいと思います。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 3月24日の統計委員会における委員の主な御発言を簡単に御紹介させていただきます。

まず1点目でございますが、白塚委員から、推計個票の作成について、もう少し詳しく説明してほしいという点。それから2点目でございますが、伊藤委員から、諮問の概要の5ページの関連で、今回追加される約7万企業のうち、建設業が8割以上を占めることから、特に建設業は、中小企業の割合が多いため、負担感を考慮していただきたいという点。それから、神田委員から3点です。1点目は、今回、農林漁業が追加となりますが、農林業センサスの調査対象にもなっているのではないかと、また、農業法人に追加の負担となるのかといった点。2点目は、今回、IT企業など様々なサービスを実施しているけれども、電子商取引での利益がどのくらいあるか把握できるのか、売上げの種類についてですとか、あとは日本全体のIT企業の電子商取引が分かることになるのかといった点。3点目は、なかなかコロナ禍で実態がつかみにくいフリーランスの個人でも法人化していれば経済構造実態調査の対象になるのか、といった点です。

それから、伊藤委員から、諮問の概要7ページの廃止項目の廃止理由が書いていないので教えてほしいという点。特に支払利息等、コロナで特に負担が増えていて、ほかで捕捉されているのであれば良いけれども、という点。

最後に、宮川委員から、支払利息等はGDPでは使用しないけれども、企業レベルで付加価値を把握する場合には本来欠かせないのではないかと、法人企業統計調査では調査項目としてあるけれども、残していただくと有り難い、といった御意見を頂戴いたしております。

私からの簡単な御紹介は、以上でございます。

○椿部会長 どうもありがとうございます。

ただ今、御紹介いただいた意見につきましては、おおむね論点に含ませていただいたと考えております。これから進める個別審議の中で、併せて確認をしたいと思います。

この時点で何か特段の御意見等あれば、よろしくお願いたします。

川崎部会長、よろしくお願いたします。

○川崎部会長 この既に挙げられている論点、それから席上配布で示された論点、確かにいずれも大事だと思います。このようなことを視野に入れていただけたらと思います。

もう一点、私自身も少し気になっていることは、この調査がかなり細かな計数を尋ねる調査でもありますので、整合性や記入の精度の確保といったことも議論の中で視野に入れていただけたらと思っております。どこの論点でということではないのですが、そんなことも、この調査は、もう既に何度か行われておりますので、そのようなことを視野に入れて検討できたらと思います。

以上です。

○椿部会長 どうもありがとうございました。その種の論点につきましても、順次、検討する機会があれば検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、頂きました意見につきましては、事務局及び調査実施者に整理していただいて、また部会の中の審議で必要に応じて議論させていただくようにしたいと思います。

それでは、個別事項の審議に入りたいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたように、基本的には資料2の審査メモに沿って審議を進めてまいりたいと思っております。

まずは事務局から審査メモの説明をお願いします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 では、資料2の審査メモを御覧いただければと思います。

非常に長いので、いくつか区切って、区切りごとに御議論いただければと考えております。

まず「I 経済構造実態調査の変更」の「1 甲調査（産業横断調査）の変更」の「（1）調査の目的」でございます。

今回の変更点といたしましては、甲調査の調査対象に日本標準産業分類の大分類A～Dを追加することに伴い、調査の目的を変更するものでございます。

具体的には、表1にありますとおり、現行計画では「製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし」というところを、「全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし」と変更するものでございます。

これにつきましては、調査対象の範囲の変更に伴うものでございまして、後記（2）において審議することから、調査対象の変更が認められた場合に、改めて調査の目的の変更の是非について確認をすることによりよろしいかと思っております。

1枚めくっていただきまして、「（2）調査対象の範囲の変更」でございます。

今、御紹介させていただきましたとおり、甲調査の調査対象に日本標準産業分類の大分類A～Dを追加し、全産業化する変更、甲調査の名称を「産業横断調査」に変更するものでございます。

こちらにも具体的には表2を御覧いただければと思います。

まず、左側は現行計画、右側が変更案でございまして、まず、調査名を「甲調査」から「産業横断調査」に変更すること、それから、現行計画ではただし書で、「次の産業に属する企業を除く」ということで、①から④までを削除する。つまり、そこが今回の対象に含まれる形になります。

付随して、⑦の大分類Sの公務に、括弧書きで、「他に分類されるものを除く」との表現が加わります。

一番下、ウですが、これについては、前回答申において、「SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること」とされたことを踏まえたものであり、おおむね適当ではないかと考えています。

それから、「(3) 報告を求める個人又は法人その他の団体」の変更点でございまして、産業分類の追加に伴いまして報告者数を変更することとございまして、具体的には表3で、これまで甲調査では約20万企業だったところが、変更案の産業横断調査では約27万企業となります。これにつきましても、実際に試算した結果、追加する産業に係る約7万企業を上乗せするものであり、適当ではないかと考えております。

具体的には、表4にありますとおり、大分類A～Dで、特にDの建設業が多く、約6万2,000企業、トータルでは約7万企業が追加になります。

今回の論点でございまして、論点を2つ設定させていただいてございまして、まず甲調査を「産業横断調査」と名称変更する予定でございまして、企業について報告を求める調査であることについて、誤解が生じる名称となっていないかという点。後ほど紹介いたしますが、今回新設する予定の「製造業事業所調査」は、事業所対象の調査であることが名称から明らかになります。

論点のbは、今回追加する大分類A～Dの調査対象の属性的範囲につきまして、従来の調査対象の産業と同様、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業とするということで、こちらは適当かどうかということとございまして。

まずは、ここまで、よろしく願いいたします。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。

それでは、今、論点を2つ挙げていただきましたけれども、それに対する回答について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 説明させていただきます。お手元の資料3、縦長の資料、1ページをおめくりいただきたいと存じます。

それでは、1ページ、論点aとbについて、回答を作成させていただいております。

まず、論点aですけれども、この調査を「産業横断調査」と名称変更する予定でありまして、企業に報告を求める調査事項と、誤解が生じる名称となっていないかとございまして、経済構造実態調査は法人企業を対象とした調査であって、調査票の送付は企業単位、調査票の記入は企業又は事業所単位の設計としてございまして。

「産業横断調査」については、調査票A、B、Cの3種類を用いることとしてございまして、調査票Cは、傘下事業所についての回答を求めるものであり、事業所単位で回答を求める

ことから、仮に名称に「企業」と付けた場合、御回答いただく方に混乱を招くおそれがあるため、今回の調査名としております。

一方、「製造業事業所調査」は全て事業所単位で記入いただくため、その名称は明確に「事業所」としています。

なお、もちろん調査対象者に関しましては、調査票及び調査票の「記入のしかた」において、記入単位を明示的に御案内するような工夫をするとともに、照会対応や疑義照会においても適切な説明を行って、御回答いただける方が適切に回答できるように、しっかりと努力していきます。

それから、論点bの回答です。論点bは、今回追加する大分類A～Dに係る調査対象の属性範囲、これが適当かどうかでございます。

2段落目から説明させていただきますと、今回追加する大分類A～Dについても、基準年調査である経済センサス-活動調査と中間年のよりシームレスな接続を達成し、全産業について、その他の産業と同程度の品質を確保する調査設計とするため、他の産業と同様に、これらの産業分類における売上総額の8割を達成する範囲に含めて、同じ品質を確保したいとするものです。

補足をいたしますと、他の産業と同じにする理由になりますが、A～Dの産業が、特に寡占が非常に進んで数企業だけで生産していたり、小さな企業だけで一律に生産している状態ではなくて、大きな企業もあれば小さな企業もあつたりしており、他の産業と分布が極端に変わるわけではございませんので、8割で同水準を達成する設計とさせていただきます。

私からの説明は以上です。

○椿部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見のある方は御発言願います。いかがでしょうか。

まず、調査の名称の変更です。論点aにつきましては、基本的には考え方を理解できるころだと思えます。ここは先ほどありましたように、調査対象者にとって誤解が生じないかが重要かと思えますけれど、いかがでしょうか。大体このような形で適当と判断してよろしいでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それから、もう一つの調査対象の全産業化、それから、今説明がありましたように、今回追加する産業については、従来の調査対象の産業と同様に、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業とする方針ですけれど、これにつきましてもいかがでしょうか。御意見あれば、是非よろしくお願いたします。

川崎部会長、よろしくお願いたします。

○川崎部会長 私はこの方針で結構だと思います。ただ、念のため、少し脇道にそれるかもしれませんが、教えていただきたいのですが。

この8割という数字は、直前の経済センサス-活動調査といった特定のデータを用いてということですよ。何に基づいての8割なのかを念のため確認させていただきたいのです。

が。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 経済センサス-活動調査及び、その前年に行われた経済構造実態調査も加味しています。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。そのような意味なら結構です。もちろん、今回追加する産業は経済構造実態調査では無理ですけれどもということですね。ありがとうございました。

○樫部会長 ほか、いかがでしょうか。今の第2の論点につきまして。特に、この方向で、これについても適当との整理でよろしいですか。

すみません。宮川委員、是非よろしくお願いします。

○宮川委員 これは教えていただきたいのですけれども、今のところで、資料2の2ページのところの⑦で、これは追加ではなくて、この前から大分類S公務が入っているのですけれども、これは法人企業で公務があるわけですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 これは除くものです。

○宮川委員 除くのですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 ①から⑦は除くものです。

○宮川委員 他に分類されるものを除く。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この計画上は、左側の甲調査でございます。ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除くとして、①から⑦が列記されていますので、公務は対象外となります。

○宮川委員 対象外ですね。分かりました。

○樫部会長 菅臨時委員も、是非確認してください。

○菅臨時委員 問題があるのは、除くを除くになって、二重否定になっているので分からないのです。だから企業を除くと言って、さらにそれを調査対象から除くだから、こっちは含むと書く必要があるのでは。

○宮川委員 除くを除くなのですね。すみません。上のところ。私が見間違えました。分かりました。

○菅臨時委員 二重否定の文言を修正しないといけないのではないのでしょうか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 よろしいですか。

産業分類上の言葉なので除けないのです。

○菅臨時委員 除けないですね。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 言葉として、変更後で除くで、その例示として、公務で書いてあるものを除くという分類の定義になっていますので、これは除けないのです。

○菅臨時委員 ただ、二重否定すると入るのですよね。

○樫部会長 入るのだと思います。それで良いですよ。入るでよろしいですよ。除くを除くは。

○川崎部会長 公務的な民間企業的なものの場合で、公務に入らなかつたら調査しなければいけないというのが、ここの趣旨だと思います。産業分類の考え方では、そのようなこ

とだと思えますけれど。

○宮川委員 それはよく意味が分からなかったのですが、公務的な仕事をしていて、他の産業分類に入るような法人企業には、どのような例があるのか、少し教えていただきたいのですけれども。

○樫部会長 そうですね。一応確認しておきますかね。どなたか御専門の方いらっしゃいますか。

○川崎部会長 私、専門ではないのですが、ざっくり言えば、例えば、水道とか公益事業で公社といったものがあります。そのようなものは公務なのか民間事業なのか分からないところがあるため、それは明らかに公務ではないよとして、水道という産業分類が立つわけですね。

あるいは、確か、保健所は公務ではなくて衛生サービスといったサービス業に分類されていたかと思えます。

このように、公務の中でも民間の事業と同等のものについては、公務ではなくて、産業分類としては、実際の事業内容のアクティビティに合わせて分類する原則になっているのが、この日本標準産業分類です。いわゆる公務員ではあるけれども、公務と産業分類上は分類しない事業所があるため、そのようなものは除くと書かざるを得ないので、産業分類はこう書かれているのだというのが私の理解ですが、間違っていますでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 産業分類も、現業はそれぞれの各産業に、水道は多分、水道業に入っていたと思います。

○宮川委員 そういうことですか。例えば、大阪市営地下鉄が民営化された大阪メトロはどうなりますか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 市営地下鉄のときには、鉄道業に分類されているはずですよ。

○宮川委員 そうなのですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 ええ。

○宮川委員 元から市営地下鉄でも。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 現業も各部門に分類されるルールですよ。

○宮川委員 では、都営地下鉄もそうだとということですね。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 ええ。

○宮川委員 そのようなものを、公務でほかに分類されているものと考えていると。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 ええ。ここも空振り規定に近いとは思いますが、すけれども。

○宮川委員 空振り規定というのは、よく分からない。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 入りませんと宣言しているだけで、実際、では、この規定によって、どの事業所が除かれるのかということ、恐らくないと思います。

○宮川委員 そうですか。現業部門としてはないのだと、ということですね。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 現業部門は。すみません。

○宮川委員 実際には公務という分類があるわけですよ。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 公務という分類があります。はい。

○宮川委員 だから、公務という分類があって、国民経済計算にも計上されているわけですが、そこから除いているのは、だから、先ほど言ったような公共交通とか、それから水道業とか、そのようなものだと理解してよろしいのですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。大まかにいえばそのとおりです。

○川崎部会長 参考までに申しますと、例えば、研究所なども、研究機関のサービスで、民間の研究所もありますので、おそらく、国の研究所であっても、公務員が行っていても、そちら側に入ると、そのような分類が、確かあったと思います。そういうことだと思います。

○樫部会長 どうもありがとうございます。独立行政法人統計センターは情報通信サービスではなかったでしょうか。よく分からないですけど。

○川崎部会長 そうかもしれないですね。

○樫部会長 そのような感じですよ。国勢調査のときにどう書くのか指導された記憶があります。間違っていたらごめんなさい。

いずれにせよ、今の公務の中で、他に分類されないものを除くことは、なかなかロジックとしては難しいですが、今回の変更案の③は、そのようなものなのだけということだけ、ここで確認があったということですね。よろしく願いいたします。

宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 すみません、1点、これも確認になって、現実には難しいと思うのですが、今回、売上高ベースで8割をカバーすれば産業の動きが捉えられるという考え方だと思うのですが、特に農林漁業ですと個人経営企業の比率が高いのではないかとされていて、法人の部分で8割を押さえるときには、ほかの産業と比べて、実態としては売上げでカバーできる部分が、それなりに差が出てしまうのではないかなと。今回の調査対象そのものが、そもそも法人企業であるため、個人経営のところをどのように反映すべきかについて、すぐに何かアイデアがあるわけではないのですが、産業ごとに個人経営企業の部分に大きな差がありそうな印象を受けました。特に今回追加する産業ではありそうにもかかわらず、一律の基準を使わざるを得ないという点については、少し説明が必要かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○樫部会長 これもよろしく願いします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 まず、経済構造実態調査自体が、カバレッジとしては完全に法人にしていると御理解をいただきたいと存じます。

その上で、当然、産業によって個人経営の占めるウエートは違うと思いますけれども、農林漁業の場合、確かに農家の方が多く占めていると思いますが、そのようなところは農林業センサスなどの他の統計できちんと押さえていただいていると承知しております。そのような役割分担の下に、今回、設計させていただいたと御理解いただければと思います。

○樫部会長 よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 考え方としては非常に分かりやすかったので、少し、一言ぐらい付け

ていただければ。

○**樫部会長** そうですね。それも個人企業が多いものに対しては別の統計の体系の中で把握されていることが確認されたということかもしれません。よろしいでしょうか。

川崎部会長、よろしくお願ひします。

○**川崎部会長** 今の御説明で良いのですが、そうすると、もう少し、その8割の表現を明確に表現してもらった方が良いのかなと思ったりするのですが、その辺り、大丈夫でしょうか。

つまり産業ごとに、例えば、農業の場合ですと、個人事業主の売上げは除いて、農業の法人だけの売上げの中で8割ですよ。ですから、8割と言うけれど、何が10割なのかが曖昧な表現のままに8割になっているため、各産業、法人の産業別の売上げの中での8割とか、そこまで書かないと8割の意味が誤解されやすいのではないかと思います。今の宇南山臨時委員の御指摘は、そのようなことかなと思うので、今後の表現の中で工夫していただいたらと思います。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** はい。ありがとうございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。今、非常に貴重な御意見を頂戴したと思います。売上高総額は法人の売上高総額の8割であることを明記した方がよろしいかということですね。どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

宮川委員、是非よろしくお願ひします。

○**宮川委員** 先ほどの公務にこだわってしまい申し訳ないのですけれども。これはこれで結構だと思うのですけれども、国民経済計算で公的というのとプライベート、例えば、国際的な基準と、今、実務的に、例えば、どのようなサービスを提供しているかという基準が、これも私は記憶が曖昧なのですけれども、少し違っているのではないかと。つまり、公的企業の格付けみたいなものだと思うのですけれども、それが国際的な基準と、それからここでは、例えば、民間の法人企業の一部として、例えば、先ほどの公共交通などが定義されているわけですけれども、そのようなときに、例えば、公的な活動をしている場合、国民経済計算で今もやられているのだと思うのですけれども、公的企業の分類に入れるときに問題はないのか、少しよく分かっていない。これは内閣府の問題だと思うのですけれども。

○**川崎部会長** 私、少し、若干の知識もあるので。

○**宮川委員** 川崎部会長が、よく御存じなのですね。

○**川崎部会長** 多分、今、宮川委員がおっしゃっていることは、国民経済計算の制度部門の問題だと思います。

○**宮川委員** そうです。

○**川崎部会長** 制度部門は、おっしゃるとおり、例えば、国の資本が半分以上入っていると公的に入るし、そうでなければ民間に入るとなるわけですね。したがって、先ほどの国ではないのですけれども、大阪の市営地下鉄が大阪メトロになった場合は、これは資本がどっちになるかで国民経済計算上の制度部門では変わりますが、日本標準産業分類は日本

だけのものではなくて、国際標準産業分類にも準拠していますので、そちらでは現実に行っている生産物に注目して分類するという原則になっているのです。ですから、そのような意味で、極力、公務員が行っていても民間的な活動、民間に類似した活動は、できるだけそっち側に入れてしまうという原則になっているため、そこがおっしゃるとおり、産業分類の考え方と制度部門の考え方が国際基準の中でも分けて行っているのだと思います。

ですから、国民経済計算では、どの主体が行っているのかが大事だから制度部門が行っていますけれども、でも、活動の内訳はといたら産業分類を使うため、これはある意味、両立して行っているのが、もともとのこの仕組みだと思えますね。そこが紛らわしいのではないかと思います。

○宮川委員 川崎部会長のおっしゃるとおりで結構だと、そのとおりだと思うのですが、どうもありがとうございます。

問題は、それを分けるときのいわゆる統計というか、これは内閣府に聞いた方がよいですけれど、この統計を使わなくてもよいのかということです。

つまり、ここで調査票を見ていると、株式会社かどうかとか、そのような分類は書いてあるけれども、資本の内訳が書いてないわけです。多分、私がこの調査票を見ている限りでは、経営組織及び資本金の額には書いてないので、本来だったら、ここを見て、振り分ける。つまり公的部門と、それから私的な部門に、先ほど制度部門で振り分けることができるのだと思うのですが、別の統計があれば別に構わないのですが、それがきちんと振り分けるのに差し支えないのか、少し聞きたかったです。

○川崎部会長 それも私が知っている範囲で、むしろ内閣府の方がいらっしゃったら、そちらの方が正確かと思うのですが。私の知っている範囲だと、結構丁寧に個別の企業ごとに見て、内閣府では分類されていたと思います。

例えば民営化みたいな議論が起こったりするときは、例えば、JRでも北海道と東日本で違うとかですね。北海道の方は国の資本が多く入っているとか、そういうのを丁寧に分けていくので、その部分は、こちらの経済構造実態調査又は経済センサス-活動調査では、資本金とか、そういうざっくりした額はあっても、それが国の資本かどっちかまで分けなくて、むしろ産業分類的な観点で行っていくのが原則になっていると思います。

そのような意味で、国民経済計算上は、こちらを使って判断しているのではなくて、さらに補助的な資本の入り方を見て、制度部門で判断されているのが、今まで私が調べた限りですと、国民経済計算の資料でそういうふうに書かれているように思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 1点だけ、すみません。

○椿部会長 よろしく申し上げます。是非。

○萩野総務省統計委員会担当室長 川崎部会長の御説明は、そのとおりだと思うのですが、1つ宮川委員の問題意識に少し答えるとすれば、今の日本の国民経済計算の公的部門、公的企業の定義は、所有かつ支配となっています。ところが国際基準は所有又は支配で、どちらかというともっと広いです。

しかし、今、川崎部会長がおっしゃったように、個別にきちんと検討する、この検討対象を絞るために、所有かつ支配と少し狭い範囲で検討しています。だから、もし、国際基

準に沿って、所有又は支配で広くいろいろな企業について考えるのであれば、宮川委員のおっしゃったような、いろいろなデータを拾ってきて検討しなければいけないということで、現状のやり方より広げていかなければいけないことになりますから、恐らく公的の定義はどのようなのだという議論になると思うのですが、少なくとも現状のやり方と定義で行っている限り、所有かつ支配で行っている限りは、川崎部会長がおっしゃったように個別の企業、個別の公的企業の財務指標を見れば現状はできているということです。

ただ、所有かつ支配でよいかどうかの問題は国民経済計算の問題として別途あることは付言させていただきます。

○宮川委員 ありがとうございます。すみませんでした。

○椿部会長 とんでもありません。どうもありがとうございます。重要な議論だったと思います。

それでは、先ほど一度まとめてしまおうと思ったところですが、今の議論を参考にさせていただいて、第1の調査名称の変更については、先ほど申し上げたとおり適当、第2に関しては、今の議論、もちろん重要な議論ではございますけれども、先ほどの法人売上総額8割については、おおむね適当と認めた上で、そのようなことを明記していただく形で取りまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、次に、審査メモに従って、審査メモの4ページ目からの「(4) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」について、事務局から説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 審査メモの4ページ目を御覧いただければと思います。

(4)の変更点でございます。

今回の調査事項につきましては、令和3年経済センサス-活動調査に合わせて変更するところと、あとは中間年における事業所母集団情報を更新できるようにする観点から調査事項を追加。一方で、報告者負担軽減のために、一部の調査事項を精査し、削除する。それから3点目といたしまして、今回、調査対象に追加いたします、大分類A～Dの企業に対する調査事項は最低限としまして、まず、その詳細な事業活動別の売上げの設定は行わず、A～Dの企業につきましては、事業活動別の費用構造は調査しないということでございます。

審査状況のところ、少し御紹介させていただきますと、まず、アですが、表5のところ、新旧対照表になってございますが、甲調査において、令和3年経済センサス-活動調査の変更に合わせて、3点、大きく変更がございまして、1点目が、企業の事業活動の内容と活動別の売上金額におきまして、サービス業について生産物分類を導入すること。それに伴いまして、把握する区分数を現在の6欄から15欄に拡大すること。

それから、2点目といたしまして、「商品売上原価」、これにつきまして、商業を副業として営んでいる場合も含めて、新たに追加して把握することでございます。商業が主業の企業におきましては、年初と年末の商品手持額も把握すること。

それから、3点目といたしまして、支払利息等、あと電子商取引の有無及び割合、この

2項目につきまして廃止する点でございます。

それから、イといたしまして、中間年における事業所母集団情報を更新する観点から、今回、追加が2点、「⑩企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数」、それから「⑭企業傘下の新設事業所の開設時期」、これを追加します。

一方で、報告者負担の軽減の観点から調査事項を精査いたしまして、卸売業、小売業を対象とした調査事項でございますが、「売場面積」、こちらは記入値の変動が少ないこと、それから「卸売販売額に占める本支店間移動の割合」、こちらは調査対象外事業所を推計することが困難なため、この2点、削除することとしております。

それから、ウといたしまして、調査票のレイアウトの変更でございます、「事業区分別の費用割合」で、ここでいう事業区分、従来の調査票ですと、事業内容、それから内容例示の一覧の中から該当する部分につきまして、主な事業内容別の費用構造を把握しまして、それをさらに詳細な事業活動区分に分ける形で集計してきたわけでございますが、今回、サービス業については売上高を事業活動別から生産物分類別に変更することから、より詳細な事業活動別の区分で費用構造を調査できる形に変更することとしています。

表自体は少し見ていただきまして、6ページ目のエでございます。

このエに記載しておりますものは、昨年、調査計画の様式を変更しております、集計しない事項の有無が明記されるということとして、集計を行わない調査事項につきましては集計しない理由を明記するというところで、少し紹介させていただきますと、まず①の名称と法人番号、こちらはデータベースで登録して、それを充実させるための調査事項であり、集計しない。それから、④の消費税の税込み記入・税抜き記入の別、⑫の事業区分別の費用割合は、集計の過程、プロセスでは補助的に用いるため、集計自体はしていません。

それから、また書のところでございまして、新たに追加する2点、⑯と⑰は、データベースの充実のために今回追加するため、集計自体は行わないです。

それから、オといたしまして、今回の大分類A～Dの企業に対する調査事項は必要最低限とすることとし、①～⑨のみで、⑩については、副業で商業を営んでいる場合に対象とし、⑭から⑰につきましては、いわゆる有価証券報告書等を提出している企業ですとか、売上高1,000億円以上の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除いて報告を求めることとし、他の産業分類と同様の扱いとされています。

それから、カでございますが、⑨の事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額につきましては、従来の調査対象に対しては、おおむね日本標準産業分類の小分類に相当する区分で把握していたところですが、今回の大分類A～Dにつきましては、詳細な事業活動別売上の設定は行わず、大分類、中分類に相当する区分で把握することとしております。これにつきましては、おおむね適当と考えてございます。

それから、また書で、大分類A～Dの調査事項、こちらも前回答申の課題で示された方向性を踏まえたものであり、適当と考えますが、論点として、以下の点を確認いただければと思います。

論点2点ございまして、まずaでございます。今回の調査事項の廃止でやはり利活用上の支障は生じないか、それから追加する調査事項は実態を適切に把握するものとなってい

るか。bといたしましては、新たに今回追加された産業に対する調査事項は実態を適切に把握する観点から適当か。それから、いわゆる報告者負担の軽減の方策等は取られているかといった観点で御確認をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、この2つの論点に対しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、説明させていただきます。

お手元、資料3の2ページ目を御覧ください。併せまして、後ろに添付しております別添2という調査票の様式がございます。それもお手元に御準備いただきたいと存じます。別添2は、後ろの方が古い、現行の調査票、それから前の3ページ分が新規で今回御提案させていただいている調査票の変更案になります。これらを参照しながら御説明させていただきたいと存じます。

まず、論点のa、調査事項の廃止による利活用上の支障はないか。追加する調査事項は実態を適切に反映するものになっているかですけれども、変更の趣旨を説明させていただきたいと存じます。

まず、資料3の2ページ目の一番頭ですけれども、企業の事業活動、生産物分類、生産物の種類及び売上げの金額です。これは現行ですけれども、別添2の4ページ目の欄7、8で、7つほど小分類レベルで売上げの内訳について、上位6項目と、その他7を記載いただいておりますが、今般、別添2の1ページ目のおり15欄準備いたしまして、16でその他を記載します。これは資料3に戻っていただきますと、サービス業の収入の内訳については、これまで日本標準産業分類の小分類ベースとしていたものから、サービス業については生産物を基にした調査品目に見直しを行うためでございます。生産物分類、相当のボリュームがございますので、欄も倍に増やしています。この変更は、令和3年経済センサス-活動調査において、同様の見直しが行われているものでございまして、経済センサスを延長していく経済構造実態調査でも同様に変更を行ったところです。

それから、次の商品売上原価です。商品売上原価ですけれども、副業の生産構造をより正確に捉えるための一環として、商業を副業とする企業についても商業マージンを把握することとしています。詳細を御覧になっていただきますと、別添2の4ページ目ですが、従前は10、11欄が該当します。緑色の欄で書いてございまして、注は卸売・小売業を主な事業として営んでいる場合に記入してくださいとありますが、今般、別添2の1ページ目を御覧いただきたいと思います。該当は9、10欄になりまして、まず、年間商品販売額、商品売上原価は、青色の欄にしまして、副業を営んでいる場合は書いてください。全ての産業で副業として商業を営んでいれば書いてくださいとして、主業以外にも記入を求めることとしています。これも資料3に戻っていただきまして、商業マージンを正確に把握するため、令和3年経済センサス-活動調査において同様の見直しが行われたところでございます。経済センサスを延長する経済構造実態調査においても同じ変更を行ってまいります。

それから、3つ目の事業区分別の費用の割合でございます。これは何をしているかと申

しますと、技術的な修正ですが、現行、何をを行っているかを詳細に説明させていただきたいと存じます。別添2の5ページ目を御覧いただきたいと思います。現行の調査票の裏面、5ページ目、裏面になります。

現在の調査票では、御回答いただく企業に、12欄として、費用総額の産業部門別の費用を、この部門で何パーセント使ったかが大分類ベースで並んでいますけれども、これを御記入いただいた上で、その一番大きな割合に該当したものが13欄目の青い枠に事前にプレプリントされている状態になっています。その部門について、給与総額から福利厚生費と並んでいる費用を御記載くださいということで、産業部門の内訳の費用構造について記入を求めています。

実際の集計は何を行っているかと申しますと、集計上は別添2の4ページ目の表面の第7欄が売上高の内訳を求めていますので、これを七十数区分に整理をした表を作って、費用の内訳にかけて、詳細な74区分の部門ごとに費用を算出しているというテクニカルな集計を行っています。このため、12欄で求めたうちの割合を、さらに7欄を使って、中分類ベースに事業区分ごとの費用の算出を行って、その集計結果を公表しています。

今般、何をするかと申しますと、産業分類が、生産物分類が導入されましたので、事業区分の割合が分からなくなっていますので、今度は別添2の2ページ目を御覧になっていただきたいと思います。2ページ目に、先ほど申し上げた11欄の①にプレプリントで、事前に分かっている最も大きな大分類ベースの事業部門を記載いただきます。その中で費用の割合を御記載いただいて、さらにその費用の割合に対して、事業区分として、こちらでその事業を、その企業の大分類事業は分かっていますから、その区分の内訳の74、先ほど中分類ベースで、さらにその内訳を計算すると、集計をするために、事前にプレプリントした割合を記載いただき、同じ生産物分類を導入して、事業区分では、もう分からなくなってしまう、計算できないものを従来の74の事業区分別に計算できる方法を取りたいということでございます。12欄は、11欄で記載いただいた大分類ベースのプレプリントの費用投入構造を記載する対応をさせていただきたいということでございます。

これが、すみません、資料3に戻っていただきまして、2ページ目ですけれども、産業横断調査の2面で把握している投入構造について、現在、事業活動別の調査結果を用いて、企業ごとに第2面の結果を按分し、第2面の回答区分より細かな事業区分別投入構造の集計を可能としていますという趣旨になります。それが今般のとおり、サービス産業の収入割合については、生産物分類を基にした事業区分ではなくなってしまうので、調査品目の見直しを行うため、事業活動別売上高、把握できなくなることから、按分に用いる費用割合を直接プレプリントで、その内容を書いていただいて把握することで、同様の集計を行う変更でございます。よろしいでしょうか。

4つ目の企業傘下の事業所の従業員及び常用雇用者、それから企業傘下の新設事業所の開設時期につきましては、別添2の3ページ目の4欄と7欄になります。人数と開設時期につきましては、事業所母集団データベースをより高い頻度で更新することで名簿の精度向上を図るため、今回、追加をして、中間年に基本情報として把握をするものでございまして、これは集計に用いませぬけれども、データベースの更新に資するものでございます。

それから、廃止項目について説明させていただきます。廃止項目ですけれども、支払利息等につきましては、付加価値額の算出に使用されない費用項目の一つとして、報告者負担の軽減の観点から、経済センサス-活動調査においても廃止された品目であって、資料3の3ページのなお書の部分を見ていただきますと、経済構造実態調査、何度も申し上げて恐縮ですが、対象企業の調査対象外の企業については過去値、経済センサス-活動調査等で把握したものをを用いて、企業ごとに推計個票を作成し、全数集計を行っています。このため経済センサス-活動調査によって把握されない支払利息等と、それから電子商取引の項目については、他項目と整合的に集計を行うことが困難で、結果表章できないという、経営センサス-活動調査でなしになったら、非常に集計に苦労しますので、経済センサス-活動調査で廃止された項目であり、同趣旨に基づき、この調査でも廃止をするものでございます。

それから、電子商取引の有無及び割合ですけれども、電子商取引を取り巻く急激な変化により、国境を越える取引や個人間の取引など、ニーズが多様化してきており、本調査事項の利活用が極めて調査の内容としては薄く、限定的な状況となっていることに加え、複雑化したニーズに対応するためには、調査事項を詳細にする必要があるものの、報告者負担の軽減の観点から困難であるという理由で、令和3年経済センサス-活動調査についても廃止されたものでございまして、経済センサス-活動調査の結果を用いて延長推計する経済構造実態調査でも廃止をするものでございます。

それから最後、売場面積、卸売販売の販売先割合、本支店間移動の割合ですけれども、これは従来、別添2の3ページ目、事業所別に大きな企業について報告を求めた事項でございます。これの緑色の欄のところにありますけれども、この項目につきましては、プロファイリング対象企業の傘下にある商業事業所のみを対象に行っているものでございます。この項目は中間年における変動が非常に小さく、かつ調査対象外の商業事業所が全商業事業所の多数を占める中、改廃業が多い商業において、調査対象外の商業事業所の値を推計するに当たって、売上げ等の他の費用項目のような単純な延長推計ができず、精度を担保した上で全数集計を行うことは困難なため、結果の有用性と報告者負担を勘案して廃止とさせていただきますところではございます。

それから、論点bですけれども、新たに調査対象の範囲に追加された産業に対する調査事項、実態を適切に反映する観点から適当か、報告者負担の軽減はきちんと図られているかという論点の答えでございます。

従来、産業横断的に付加価値等を把握するための調査事項を設定しておりますが、今回追加する産業大分類A～Dの企業に対しても、基本的な調査事項は同様としております。ただし、報告者負担の軽減の観点から、他の統計の整備状況及び経済構造実態調査の利活用も踏まえ、産業大分類A～Dの企業の調査事項は最低限とすべく、「産業横断調査」の調査票Bの投入構造、裏面は御記入いただく必要はないと整理しています。

お手元資料の別添1が1枚物のポンチ絵で付いているかと思っております。これの2ページ目になりますけれども、御覧いただきたいと思っております。

企業対象調査と、今回、事業所調査も製造業部分とCもありますので、横軸の産業分類

ごとに、どの調査に御回答いただくか、丸を付けている表ですけれども、今般新たに追加をしましたA～Dに関しましては、表面の産業横断調査Aと、大手企業、超大手企業だけお答えいただく事業所別の情報を入手する産業横断Cに御回答いただくことで、裏面の投入構造等は他の統計調査等で把握をされていることから、把握をしないと、記入を求めないこととしております。

それから、すみません、資料を行ったり来たりして恐縮ですけれども、資料3、縦書きの資料の最後ですけれども、また、産業横断調査Aにおいて把握する事業活動別の売上高の内訳につきましては、これまではその他の事業活動に含まれていた産業分類A～Dの事業活動をそれぞれ独立した事業活動としておそらく小分類レベルで記入いただくことも可能ではあるわけですが、既存の他の統計調査との重複の観点から、これらの事業活動については、他の産業のように、例えば、商業であれば事業区分が非常に多くあるとか、そのような区分ごとに売上げを求めるのではなく、例えば、農業、林業、鉱業、建設業といった大分類を少し割った程度で売上げの内訳を求めることにして、詳細化は行わないこととしているところです。

長くなりましたが、説明は以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問、あるいは御意見のある方、よろしくお願ひします。成田臨時委員、どうぞ。

○成田臨時委員 成田でございます。御説明ありがとうございます。

別添2の3ページの5番、事業者の売上金額といたしましては、1月から12月と書いてあるのですけれども、それが難しい場合は最も多く含む決算期間になっています。日本の上場会社は7～8割が3月決算でございますが、その場合は3月決算として、4月から3月までの期間について書けばよろしいのかということが1点目と、あと審査メモの6ページ目の変更案、○については前年の年初、◎は年末に、ですから1月1日現在と年末の12月31日現在について記載をするとなっていますが、○と◎が、今回の年初及び年末商品手持額、つまり棚卸資産の金額だと思えますが、3月決算の場合、3月にしか棚卸をしない会社も多くございますが、その場合に12月末の金額を出すよりは3月の方がよろしいかと思えますが、それはいかがお考えでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えさせていただきます。

別添2の3ページ目の事業所別の売上げですけれども、1月から12月まで御記入いただきたいとお願いさせていただきますが、できないのであれば、決算でも結構ですと答えさせていただきます。

○樫部会長 そのような配慮は行われているということですね。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。棚卸も同じです。

○成田臨時委員 そうすると、審査メモの6ページ目には、年初・年末、1月1日現在、12月31日現在と書いてありますが、そうではなくて、4月1日現在と3月末現在でもよいということですね。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御記入いただけない場合は、それで結構で

すと回答させていただいております。

○成田臨時委員 そうですか。では、その旨を御記載いただいた方がよろしいかと思えます。書いてありますか。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 記入のしかた等々で、適宜、きちんと御理解いただけるように補足してまいります。

○成田臨時委員 はい。よろしく申し上げます。

論点bについてもあるのですけれど、取りあえず大丈夫です。

○椿部会長 大変申し訳ありません。大変恐縮でございます。

では、菅臨時委員、よろしく申し上げます。

○菅臨時委員 別添2の2ページなのですけれども、日本語のことで、左側を見ると「事業内訳別」と書いてあります。右側を見ると「項目別内訳」と書いてあります。内訳別と別内訳とはどう違うのか、言葉として一瞬混乱するのですが、説明いただけますか。例えば、左側だと「事業別」では駄目なのかとか。「項目別内訳」では、日本語として一瞬分かりづらいのですけれども、この辺り、何か意味あるのですか。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 アクティビティとに整理をすることが目的でございまして、それを「事業活動別」という言葉を一般に使わせていただいているのですけれども、こちら厳密に申し上げると、いわゆる事業活動という細かい区分というよりは、21区分、今まで取ってまいりました区分である大分類ベースで、①についてプレプリントして回答いただくというところでして、「事業活動」と混同しないように、「事業内訳」という形で、言葉をまず整理させていただいて、その事業内訳のものをお願いいたしますというところですので、この「事業内訳」を一単語として御紹介したいという趣旨で作成させていただいております。

○菅臨時委員 だから左側の内訳、項目別の内訳とは意味が違うわけですか。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 若干、はい。こちらを一単語として。

○菅臨時委員 左と右がどう違うのだろうというのが一瞬分からなくなるので、何か工夫できないでしょうか。

○川崎部会長 一言いいですか。

私も実は全く同じ疑問を持って、「内訳」という言葉が、どうも場所によって意味合いが違う感じがするので、例えば、11欄は事業の種類別内訳ですね。「内訳」という言葉を避けて「種類」にするとかですね。あえて言葉を変えて、今の菅臨時委員の御指摘のような疑問を多分ほかにも持たれることがあるだろうと思うので、少し工夫をしていただいたらよいと思いますが。

○菅臨時委員 あと、その右側の12欄、左側は「企業全体の」という表現が入っていて、右側は「何の」が分からないので、これは少し長くなると、印字された事業内容に係る費用とか入れた方がよいかもかもしれません。少ししつこいけれども、その方がまだ分かるかと思えます。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 御指摘いただいた2点について、回答者に分かりやすいように検討させていただきたいと思えます。

○**椿部会長** そうですね。回答の流れがとても難しいですよ。書く方からしたら。少し、工夫をお願いできればと思います。

すみません。先ほど成田臨時委員の次の質問ありましたのに、大変御無礼いたしました。

○**成田臨時委員** 大丈夫です。

論点 b への回答の中で、新たに調査対象の範囲に追加された産業に対する調査事項等なのですけれども、この調査については、いつ発送されて、いつ締切りになっていらっしゃるのかと。そのような観点から、新たに調査項目が追加になった一般企業にとっては、総勘定元帳等が御回答できるように整備されていない可能性があって、例えば、事業年度の始まる少し前に、このような調査がありますよと事前にお知らせいただいて、御回答できるように帳簿を整備していただければ、おそらく回答率も上がるのかなと思っております。このためお知らせと締切日を教えていただければと思います。

○**椿部会長** よろしくお願ひいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 現行の運用でございますけれども、調査票自体は5月の中旬に発送いたしまして、締切りは6月末までに出していただきをお願いをさせていただいています。

ただし、お答えできない企業がありますので、そこから督促といたしますか、年末ぐらいまで督促を続ける場合があります。

○**成田臨時委員** そうしますと、例えば、3月決算が7～8割になると、もう4月から新たな帳簿の記帳が始まっている状態なので、5月中旬だと本当は遅いのですよね。本当はもっと早い段階でこのような調査が始まることをお知らせいただいた方が良かったかなと思ってはおります。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** どうやってお知らせするかにつきましては、調査の運用上、工夫させていただきたいと思います。

○**椿部会長** 成田臨時委員、よろしいでしょうか。少しこの調査自体の広報とか啓発にも係ることかと思ひますけれど。

宮川委員、よろしくお願ひします。

○**宮川委員** 今回は論点 a に関して厳しめのコメントをさせていただきたいと思ひます。

既に統計委員会場で、私もですが、伊藤委員も、支払利息等について、廃止理由について、どうして廃止するのか、疑問点を出されていたと思ひます。私自身、既に今、御説明があったように、経済センサス-活動調査の審議の際の部会にも出席しておりましたので、おまえも納得したではないかと言われると非常に心苦しいところはあるのですが、そのときにも支払利息等と、あのときは減価償却費も削除するというようなお話だったと思ひます。

今回も支払利息等を削られるのですが、どうも統計当局の方々は付加価値という概念を分かっておられないと思ひます。分かっておられないというか、何度も申し上げてはいますけれども、資料の1-1のスライド5で、法人企業に関する付加価値等について、より精緻な調査が可能と書かれているわけですが、付加価値額は、支払利息等と、大体大ざっぱに言って、支払利息等プラス減価償却費プラス雇用者報酬というか、人件費等だと思ひ

のです。にもかかわらず、支払利息等を削って、付加価値等について、より精緻な調査が可能と、このように大々的に書かれることは全く矛盾している。そもそも、これは、説明資料として、おかしいのではないかと、まず思います。

ここで書かれている御説明者が考えられていることは、国民経済計算での付加価値又は支払利息等の計算には使わないからと理解しますが、それは私も統計委員会で言いましたが、別の計算方式なのですね。

通常法人企業レベル、企業レベルの付加価値において、支払利息等は不可欠だということは一般的に当たり前のことだと思います。それを経済センサス-活動調査と同じように集計して、今日、御説明になったように、全体像を示す補完推計みたいなことができないためと御説明になったわけですが、それでも、それで、この統計、固有の状況として、この統計自体、独立のものとして付加価値が計算できるかということ、全く付加価値は計算できないわけです。それは、もし、支払利息等を除けば、それは基本的に、5ページの変更事項に書いてあることと全く矛盾するわけです。それならば、ここに、5ページには、むしろ法人企業に関する付加価値等については計算できませんけれど、法人企業に関するSNAの付加価値についての調査が可能と、年次の調査が可能になるというのが正確な表現で、法人企業に関する付加価値等についての精緻な調査が可能と書くならば、支払利息等の項目は残すべきで、また何らかの形で調査すべきだと。

それから、もちろん、これは、いわゆる論点bに係るように、企業の負担軽減もあるかと思いますが、企業側の代表である伊藤委員自身が疑問を呈されていることから、別に企業側も、そうは思っておられないのではないかと、このコロナ禍の時期に重要な項目ではないかと理解されるわけです。

もう一つ言えば、最近では経済財政白書とか通商白書などでは、個票レベル、企業レベルでのデータを取って、その分布だとか、付加価値の分布だとか、もしくは生産性の分布を調べながら格差を縮小していくとか、新陳代謝といったようなことを政策で掲げておられるわけですね。そのようなことについては全く、この統計が利用できない、この統計自身では利用できない。もちろん、他のところで代替するとしても、マッチングに相当な時間がかかる、判断が遅れることもあり得るわけです。ですから、付加価値は1つの統計で完結できるようにする、もしくは何らかの形で、どこかに書いてあったと思いますが、他の統計から移すことによって、きちんと示すことができるようにしなければ、いわゆる今回の変更の目的には沿わないのではないかと強く思う次第です。

もう一つの電子商取引ですが、これも時代から考えると、現在、電子商取引の金額が増えていることは間違いないと思うわけですが、そのような構造的な変化に対応した統計にはならない。もちろん、これは私も事業を行っている友人とかに、確かに分離していないので、なかなか手間がかかると、このようなことは聞いていますけれども、むしろ、そのような会計というか、そのような電子商取引を分けて、それぞれの取引についての利益率なり収益などを考えることを促す方が、むしろ良いのではないかと考えています。これも廃止したわけですが、ほぼ時代に逆行していると言わざるを得ないと思います。

もちろん経済センサス-活動調査とのつながりは非常に重要だとは思いますが、今回、わ

ざわざ法人企業に限定をしているわけですから、個人企業のレベルでは無理である、難しいとしても、法人企業のレベルでは実施できる、または重要な項目であるならば入れておいてもよいのではないかと思う次第です。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございます。大変重要な論点だと、2点とも思いますけれども、それは統計委員会本体でも御意見が出ていたかと思います。

実施部局の方から御回答いただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうしましたら、まず支払利息等に関しまして、調査実施側のお答えをさせていただきたいと思います。

表現ぶりは、確かにおっしゃるとおり国民経済計算をにらんだ廃止だったと承知していますので、説明については、今後、気を付けていきたいと思います。

その上で、この経済構造実態調査を基としての基幹統計としては、経済構造統計と経済センサス-活動調査と一体的な基幹統計と承知しておりまして、繰り返しになってしましますが、推計方法に関しましても、経済センサス-活動調査の個票を延長して、全数の調査票を推計して集計するため、我々としては、発射台がない調査事項に関しましては、取っても取扱いに困りますし、一体的な統計として、今回、廃止を御提案させていただいていると御理解いただきたいと存じます。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 宮川委員のおっしゃるとおり、コロナ禍で電子商取引も増えているということで、非常に重要ではないかということについて、私どもも認識しております。

先ほど宮川委員がおっしゃったように、法人ならばという話、個人はいろいろ大変だということもあるのですが、実は我々が行った平成19年の調査なのですから、調査票、別添2の4ページに、9欄のところを書いてあるのですが、「電子商取引の有無」を回答いただき、そして、一般消費者の割合を聞いているのですが、この割合の未記入率が3割を超えており、記入がないものについて疑義照会し、補ていし、数字等を修正するのが約2割弱あります。このとおり、宮川委員もおっしゃいましたが、回答者の方も書けない状況にあるということです。

例えば、私自身が調査票を見ましたが、中には、まれですけれども、電子商取引が100%ですとか、信じられないような数字もあって、当然、疑義照会し、修正するのですが、逆に審査をするときにある企業は、電子商取引を行っていないと調査票に回答しているのですが、企業のホームページを見ると、実際には行っているとか、疑義照会を行っていただけますけれど、大量なデータなものですから、疑義照会も追いつかない部分もあります。どこまで修正、補定していくというところでは、非常に困難な状況になっています。

電子商取引の国際比較では、OECDやUNCTADにおいて、横断的に調べているものはあります。日本のデータも利用されているものもあります。また、二次利用の申請では、商業の項目と合わせて活用されており、センサスでも18件程度となっています。

もう一点は、皆さんも御存じだと思いますけれど、そもそも電子商取引というデジタル

データそのものを紙に書いて記述すること自体が、かなり負荷がかかってしまうことなので、電子商取引のイメージは小売業ですけれども、現在は遠隔医療や遠隔教育とか、いろいろなところで行われており、それを紙に全部分けて書いてくださいという時代でもないというところがあります。経済産業省や統計局だけでは把握することが困難なものもありますので、もっと政府全体で、電子商取引のようなデジタルデータをどのようにして扱っていくかを検討していただくと考えています。経済産業省も入って検討していきたいとは思いますが、本調査においては、このまま電子商取引の割合を聞いて統計を作成していくことはかなり難しくなっていることから、今回、廃止をお願いさせていただいています。以上です。

○樫部会長 宮川委員。

○宮川委員 納得できる部分と納得できない部分がありまして、電子商取引については、今、詳しく御説明いただいたと思いますし、電子商取引だけではなくて、これは宇南山臨時委員が詳しいのですが、バーコードのデータを、例えば、民間企業から購入することでデータが取れることもあるので、利用者からすると代替が利く可能性もある。それでもよいのですか。そのような理解でも。

○樫部会長 宇南山臨時委員、御発言いただけますか。

○宇南山臨時委員 最終的に利用者がどのレベルで、つまり産業レベルで見るとか、企業レベルで見るとかという部分はあると思うのですが、確かに電子商取引が、他の統計指標とセットで取れる統計はそんなに多くなくて、バーコードであるとか、その他、いろいろなアプリの、いわゆる商業側の業務データはかなり活発化しているのですが、こういう経済構造を表すような属性とセットで取れる統計はあまりないというのが実態としてあるのではないかなと理解していますし、あと、麻生財務大臣がしばしば、日本の統計には電子商取引について取れる統計が1個もないのだというのをよくお話しされていて、それに反論しようとして、この統計ならば電子商取引について全体像が分かりますよと説明しようとする意外と難しいのが実態としてあります。

ただ、取るのが難しく、非常に大ざっぱな数字しか取れないかもしれないことは理解するところでありまして、私としては取っていただけたらうれしいというところで、強くは主張できないかなという感じです。

○宮川委員 どうもすみません、途中で。宇南山さんらしい考えですけれど。

すみません。より納得できないことは支払利息等の方で、確かに国民経済計算上は、F I S I Mの方式で支払利息を計算しています。

ただ、私が統計委員会等でも御説明をしているように、今、分配側、つまり国民経済計算の分配側について、生産側との三面等価とか、いろいろなことを検討しております。それで法人企業統計とか、いろいろな統計を使って、営業余剰の部分が独立的に推計できないかどうかについても検討して、内閣府にお願いをしているところです。

もちろん、法人企業統計以上に経済構造実態調査というカバレッジが大きい統計を使えばよいわけですが、支払利息等がない状態ではチェック機能も働かない。

特にF I S I Mを使った場合に、マクロではそれでよいかもしれませんが、例えば、中

小企業の支払利息負担はどうか、規模別の利子負担はどうかとか、そのような問題を、多分、伊藤委員も懸念されていて、政策上も支障を来す。確かに経済センサス-活動調査との兼ね合いは、整合性上は大きいかもしれませんが、実体経済の把握の上では非常に損失も大きいと思っているわけです。

かつ、それで経済構造実態調査で支払利息等や電子商取引が取れないとなると、白書などでは、よく独自の調査をそれぞれ委託してお願いをすることになる。これは、そのときにまた資本金を書いてください、住所を書いてくださいとなり、二重に企業に結果的に負担をかけることになってしまうわけですね。そのようなことはもう聞かないで、経済構造実態調査を利用してくださいとなれば、そのような部分は、むしろ結果的に大きな目で見ても企業負担を解消させることになるのではないかと。これは電子商取引についてもある程度言えることではないかなと思っています。

○**椿部会長** 宇南山臨時委員、是非。

○**宇南山臨時委員** 先ほどの答えに1点追加です。

先ほど申し上げそびれたところで、電子商取引についての業務データ、要するにPOSの売上げとかが入手できることは代替的なデータになるのですが、そのようなデータの最大の欠点は、電子商取引を行っていない企業が、その情報には表れてこない点で、例えば、売上総額がいくらなのかであれば、その業務データを使って入手可能だと思うのですが、何割の企業が電子商取引を行っているのかという情報はそこからは出てきませんので、電子商取引を行っているかないかだけでも、後々割り付けをするときには非常に有用な情報になるのではないかなと思いますので、少し強めに希望もしたいと思います。

○**椿部会長** この点、今の電子商取引の問題と、それから支払利息等の問題と、それぞれについて、もう一度御回答いただけますか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** そうしましたら、支払利息等について、私からお答えさせていただきます。

繰り返しまして恐縮ですけれども、経済センサス-活動調査とセットで、この基幹統計を構成しており、経済センサス-活動調査の議論の際は、答申において、支払利息等を削除しているけれども、今後、国民経済計算等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において、調査項目として再度把握することについて検討するという課題が付されています。

我々としては、それを受けてきちんと必要性について、当然、廃止のままではなくて、必要であれば調査することにしたいと思っています。統計の構造上、このような対応をしたいということが我々の考え方でございます。

あと、内閣府の御利用も、現時点でこの調査事項を、このようにこう使うからこうしてほしいとする明確なアイデアを、まだ御提示いただいていない状態でございます。我々としては、是非早く使っていただきたいと思っていますけれども、そのようなこともあって、引き続きの検討にさせていただければと希望いたします。

以上です。

○**椿部会長** 電子商取引、引き続きお願いします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 電子商取引ですけれども、数字を申し上げます。2015年の経済センサス-活動調査で、電子商取引の金額が19.9兆円になっています。2018年、3年経ちましたけれど、一生懸命私たちが統計を作った結果、18.7兆円と減少しています。この数字を見たときに、実感と異なるとやはり思うのではないかなということで、我々、公的統計を作るものとして、もったきちんと疑義照会をして、きちんとやれよと言われたら、そのとおりのですけど、やはり限界がありまして、多分これぐらい電子商取引を行っているのではないかなと思うけれど、勝手に記入することはできませんので、結局、このように具現化すると、実際と合わないデータを見ることになってしまって、それでよいのかというのを私自身も思いました。

もう一つ、先ほどおっしゃいましたように、元々電子商取引の割合は、事業所企業統計調査で取っていたものを経済センサス-基礎調査になって、そして経済センサス-活動調査になったときに、一般消費者の割合を聞く形になりました。そのような意味では、電子商取引を行っているところ、行っていないところを聞くことは一つのアイデアだと思うのですが、我々企画段階で、定義とか、いろいろなものが変わってきて、企画段階で定義したものが、調査は翌年行って、もっと早いものは2年前から記録したとしても、一番直前の1年前に定義して、結果が出るのは2年後になってしまうと。そのときには、確かにこの年にこれだけのものの売上げがあったという記録を残すことでは確かにあると思うのですが、今の目まぐるしい電子商取引の中では、私は確かに宇南山臨時委員がおっしゃるとおり、定義とか、いろいろなところの整合性とか属性とかは非常に難しいとなるのですが、どこまで今の公的統計とリンクさせていくかも研究の一つではないかなと思っていて、私どもでも少し経済産業省の中でビッグデータを利用して、消費の部分で何か電子商取引ができないかということは、経済産業省の中だけの話ではなかなか難しいとして、研究会の中では、他省庁も含めていろいろ検討していかなければいけないという結論を得ていますので、そのようなことを含めて、全体として、きちんとしたデジタルデータを確保していくというところで、今回の経済構造実態調査の中では廃止をさせていただきたい、繰り返しになりますけれども、以上でございます。

○樫部会長 成田臨時委員、お願いします。

○成田臨時委員 公認会計士の成田ですけれども。

こちら、支払利息については、一般企業では営業外費用として個別に総勘定元帳に書いてあるので、報告者負担の観点からは必ず取れるものですから、削除しない、廃止しなくてもよろしいのではないかなと私は思っています。必ず皆さん、支払利息は総勘定元帳にあります。

次に、電子商取引ですけれども、これは売上1本になっている会社とかも多いものですから、もし把握したいということであれば、こういう統計を取りますよというのを、事業年度のもっと前にお知らせいただければ、おそらく項目を分けていただければ取れるようになるのではないかなと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございます。

川崎部会長、よろしく願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。今の御意見と全く軌を一にしたようなことを申し上げたいと思っております。

1つ目は、まず支払利息等の方は、これが記入負担軽減になる前提でおっしゃっているのですが、実は調査票、別添2の4ページ目にあるのを見ても、あとの2項目をどうせ書かなければいけないのに、支払利息等だけ減らしたからって、すごく記入負担が減るわけではなさそうな感じがするので、その意味では、残していただいてもよいのかなという気がします。

そして、もう一つ大事なことは、この削除の前提で考えられた背景には、国民経済計算に直接使うものではなさそうだという判断が一つあったと思うのですが、そもそも、この経済構造実態調査、国民経済計算だけのためのものとして考えていくのか、それとも、これはもうずっと今後とも長く続く調査になってくるわけで、そのような中で、国民経済計算プラス、やはり本当の意味の経済構造、国民経済計算以外も含めた経済構造の分析にも使うのか、そここのところはもう一度よく考えてみた方がよいと思うのです。

ですから、今後続いていく調査として、経済構造実態調査として、例えば、先般の統計委員会で伊藤委員がおっしゃったように、今、企業の実態、こんなことが起こっているよというのを取るために必要な項目であれば、国民経済計算では直接使わなくても残しておくというのがあってもよいのかなと思いますので、そんなこともおそらくあるかなと思いますが、経済センサス-活動調査の答申では、やや心残りが強いようなことが書かれているのだと思います。それで、私はこれ残していただく方向で、もう少し検討いただけたらというのが思いです。

それから、もう一つの電子商取引は、これは取れたらよいなという願望はあれども、結局、定義が非常に、共通認識が難しいところがあるのかなと思いますので、そのような意味では、ミスリードする統計を出すよりは、もう少しよく考えてからということでは理解できるなと思うので、迷いながらも削除はやむを得ないかなと感じたと、取りあえず私の感想はそのようなところです。

○椿部会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆様。では、岩下委員。

○岩下委員 御説明ありがとうございました。

実は、この部会の前の経済センサス-活動調査の審議のときに、確か、在庫の話をしたときにも、少し思っていたのですけれども、そのときも経済産業省が御報告いただいて、オブザーバーに内閣府の方がいたので、是非、次回の審議のときには、審議協力者に内閣府の方を呼んでいただきたいかなと。何かどうも、うちはこうです、うちはこうですというのを行ったり来たりしているのを聞かされていることが、非常に多いかなと思って、もっとみんな日本の統計を、みんなで良くしようよという気持ちはとても聞いていて思いましたので、次回は内閣府の方に出てきていただけたらなと思います。

○椿部会長 なるほど。どうもありがとうございます。

菅臨時委員、よろしく願いします。

○菅臨時委員 支払利息等の件ですけれども、やはり大きな問題は欠損値を埋めようがないので、それを無理して埋めることはやめた方がよいということは思うのです。だから、調査することはよいのだけれど、欠損は間違いなく出る。それを埋めようがないのを無理やり埋めると、これは逆に誤った情報になるので、そのようなものを入れるときには、もう埋めないという覚悟をする、つまり欠損値があるという前提が必要だと思えます。

○樫部会長 あるという前提で。

○菅臨時委員 つまり回答があった企業のみ集計する形になるのですけれども、それでもよいかというコンセンサスをどう取るかということだと。つまり、それでよいのですねということなのでも、そのような使い方になると思うのです。その時点で、もう既にマクロの推計には使えない問題はやはり生ずる。

だから、何らかの手がかりがあって、支払利息の場合ですと、負債の情報があれば、でも、逆に負債を取る方が難易度が高い。だから、結局、私の意見としては、埋めることは無理しない方がよい。つまり、1回埋めてしまうと、それが当たり前になってしまうのです。それが一番大きな問題で、売上とかだったら何とかなる。従業員数が分かれば。問題は、こちらのところですね。だから、その辺りのコンセンサスが取れば、まだ可能性はあるとは思えます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。基幹統計であっても、回答が行われないことを前提にすることが、この場合は必要ですね。

○菅臨時委員 この場合はですね。

○樫部会長 はい。

○川崎部会長 冒頭に、少し私、申し上げたこととも関連するのですが、この種の話は、確かに記入の精度とか記入漏れの問題とも関係すると思うのですが、前回までの調査票ですと、3項目が並んで、給与総額、租税公課、支払利息等って、これは割と基本的な項目だと思うのですが、これだけはやはり記入状況が悪いことであるのですか。その辺りが、私、感覚として分からないので。

先ほど、成田臨時委員のお話からしても、これは企業の帳簿には普通に載っていますよというお話であれば、これだけがすごく記入状況が悪くなることは、私はどうも感覚的に理解できないので、その辺りを教えていただきたいと思えます。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 お答え申し上げます。

今、欠測評価についての話でございますけれども、記入状況、回答状況という趣旨ではないと理解しております。経済構造実態調査は、もともと8割層を調査して、2割層を推計してまして、その2割層の話として理解しております。8割は、たとえ100%回答いただいたとしても、2割層については経済センサス-活動調査、又は前年の経済構造実態調査の値を用いて延長推計して10割集計しますが、支払利息等については、令和3年経済センサス-活動調査のデータがございませんので、前年から延長推計することはできない。10割集計ができないと、2割が埋められないままになるという意味での欠測値があるかと思っております。我々の回答で物理的な観点として記載させていただいたのも、2割が物理的に読み切れないところが趣旨でございます。

○川崎部会長 逆に言えば、8割をカバーしている部分については、それなりの、そこだけでデータを分析する分には使える程度のものになっていそうだと考えてよさそうですね。そういう気がしたのですが。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 給与総額とか、その辺はしっかり記入いただいていると認識しています。

少し私からですけれども、本日の議論を含めまして、一旦引き取らせていただいて、事務局と相談をして、次回、できないならできないで、もっとしっかりした理由を御提示させていただきたいと思えますし、対応に多様な制約が入ることは間違いない。発射台がないので相当な制約が入ると。例えばクロス集計ができないとか、そのような制約があると思えますので、そういう条件をきちんと勘案させていただいて、改めて議論の土俵にもう一度出させていだきたいと思えます。

○椿部会長 ありがとうございます。非常に重要な観点だと思います。集計事項にできるかできないかも含めて、いろいろな問題があるかと思えますので。電子商取引に関しましては、少しむしろ研究をきちんと進めていただき、今回、将来的には国の統計の中で把握できる状況を作ってほしいとは思えますけれども、その方向性で研究を進める形の整理が望ましいのではないかと思います。

一方で、今の支払利息等に関しては、もちろん経済センサス-活動調査との整合性はありますけれども、もともとその段階で議論を進めようということがありましたので、次回、もう少し、この点について継続審議とさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

○川崎部会長 調査票Bのところで、少しお尋ねしたいのですが。

別添2の調査票の様式を見ながら申し上げているのですが、2ページ目のところに、先ほども少し話題になった企業全体の事業内訳別というのが11欄、それから12欄が費用の項目別と分けているところがあるのですが、このところで、おそらく順序としては、大きな事業内容別の費用の割合を捉えて、これはプレプリントなののでしょうか。それから12欄で、今度はその費用内訳を出すという流れになっているのだらうと思うのです。これは大抵、人間の常だと思えますが、11番で大ざっぱにパーセントを聞いた上で、その後、細かな金額を聞くと、ここで不整合が生じることって、おそらくよくあるのだらうと思うのです。

例えば、これでもし不整合が生じたら、どちらを正しいとするのか、あるいは不整合で、この数字は、どちらも最終的な集計にも影響してくることだと思えますので、そのこの扱いを、テストのところでどれぐらいチェックされたかとか、あるいはそれが影響したかどうかを少し考えていただきたいなと思うのです。

私、これ、直感的なもので言えば、12欄のところに合計みたいな欄が1つでもあって、その合計値を、その前のページの費用総額が、確かあったと思えますが、そこで割算したら厳密なパーセントが出るわけですね。それと11欄のところに書くパーセントが合っているかは、一番ベーシックなチェックとして大事なことだと思います。そのようなことは想定に入っているのでしょうか。その辺りのことは統計の精度の問題とも関係するので、検

討してみただけだとは思いますが。

○**樫部会長** もし既に検討されていればと思いますけれども。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 少し一旦引き取らせていただいて、次回説明させていただきます。

○**樫部会長** はい。これも、では、次回の継続審議案件と。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 説明もここは長くて理解いただけていないと思いましたが、もう少し分かりやすいように御提示させていただいて、今、何をやっているか、今後、何をしようとしているかをきちんと分かりやすいものを用意させていただいて、次回、御議論させていただければと思います。

○**樫部会長** ありがとうございます。我々が理解できないものは、調査される方も理解できないと思います。是非、よろしくをお願いします。

大きな論点は、継続審議させていただきますけれど、時間もかなり押してしまいましたので、次の論点に入らせてください。

次は、審査メモの8ページからですが、製造事業所調査の新設、1の調査対象の範囲の変更について。これも事務局から、まずお願いします。

○**中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** では、審査メモの8ページを御覧いただければと思います。製造業事業所調査の新設でございますが、基本計画の中で、下線部ですね。経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討を行うこととされておりまして、これに基づきまして、今回、工業統計調査を包摂しまして、製造業事業所調査として、この調査を実施すると、新設するということでございます。

それから、前回の答申におきまして、製造業につきまして、現在、基準年は経済センサス-活動調査、それから中間年は工業統計調査で、時系列比較を行っておるのですが、断層が生じていると。その原因の一つとして、母集団名簿が異なることが考えられる。このため、工業統計調査について、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団データベースの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討することとされておりまして。これを踏まえた変更でございます。

まず、(1)調査対象の範囲の変更で、具体的には、この表6を御覧いただければと思います。左側は現行の工業統計調査、右側は経済構造実態調査の変更案でございます。

まず、現行の工業統計調査は、今申し上げましたとおり、実施に先立ちまして準備調査を行いまして、これに基づいて調査を行っておりまして、具体的には9ページ目の工業統計調査の上のところにありますとおり、甲調査、乙調査がございまして、甲調査は従業者30人以上の事業所、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所を調査しています。

今回の変更、経済構造実態調査の中で、製造業事業所調査として行うものでございますが、この右側、この製造業の中で、産業分類の製造業の中の分類の大分類、中分類、小分類、また細分類ごとに売上高を累積しまして、当該分類に係る売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所、ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く形で調査対象の範囲を設定してはどうかというのが今回の内容でございます。

9 ページ目のイでございますが、現在の工業統計調査の属性的範囲で、これ、対象の数を試算しますと、甲調査がまず6万事業所、乙調査が24万5,000事業所で、トータル30万5,000事業所になってございます。

今回、経済構造実態調査の中で、調査対象を同じように従業者数で裾切りした場合どうなるかが、その後に数字が書いてあるものでございますが、今、工業統計調査の準備調査名簿で、例えば、従業者4人以上とした場合の調査対象は20万3,000事業所、一方で、事業所母集団データベースで同様のものを取ろうとしますと27万6,000事業所が該当して、調査対象数が増えてしまいます。この裾切りの仕方について検討いただいて、従来の従業員規模を用いた方法から、今回、基準年の経済センサス-活動調査の結果を用いまして、産業分類別の出荷額を用いた方法に変更することを、今、計画しています。これによりまして、前回調査よりも少ない報告者数で調査結果の概略を把握することが可能としております。

これにつきましては、予算的制約、それから実施の可能性等を踏まえますと、おおむね適当と考えられますが、以下の2点、御確認願います。

論点aといたしましては、今回の試算結果等の根拠を含めまして、調査対象の属性的範囲、設定と選定方法が適当か。それから、論点bとしまして、この変更によりまして、時系列ですとか地域別表章に影響はないかでございます。

よろしく願いいたします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、調査実施者からも御回答いただきます。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えをさせていただきたいのですけれども、時間が多分かかると思うのですが、よろしいでしょうか。

○樫部会長 大変申し訳ありません。先ほど最初に申し上げましたように、12時過ぎてしまうと思えますけれども、御用件のある方は御退席いただいて構いませんので。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 よろしいですか。

○樫部会長 はい。お願いします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうしましたら、今、論点をお示しいたきましたので、その内容について説明させていただきます。

お手元、資料3の4ページ目を御覧いただきたいと思えます。あわせまして、お手元の別添3という、従業者数裾切り、出荷額等裾切りの評価の資料がありますので、これを参照しながら御説明させていただきたいと思えます。

まず、試算等の数値的な根拠も含め、製造業事業所調査の調査対象の属性範囲の設定、選定方法は適当かという論点をいただいております。これにつきましては、前回答申を踏まえ、調査名簿を工業統計調査準備調査名簿から事業所母集団データベースに切り替えることを前提とした上で、従来の従業者規模の裾切りか、出荷額、シェアによる裾切りの大きく2種類の調査対象、方法を検討させていただきました。

そのまま移せばよいではないかというところ、なぜこういうことを考えたかと申しますと、審査官室からも説明があったとおりですが、別添3の1ページをおめくりいただきたいと存じます。

母集団名簿を変えることで、そのまま移行すると端的に事業所が増える可能性が極めて高かったため、そのまま何も考えずに移行することは困難だったので、我々として、少し工夫をさせていただくために、2つの方法、従業員の裾切りの4人を引き上げるか、もしくは新たな裾切りの基準を入れるかということで、出荷額を推定するので、出荷額の事前情報があれば、より良いことができるのではないかとということで、この2通りを検討させていただいたと御理解いただきたいと存じます。

それで、まず従業員何人で切るかは置いておいていただき、取りあえず前提を立てなければいけないので、別添3の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

1つ目が、仮想の対象として、取りあえず数を算出するため10人を設定してシミュレーションさせていただいて、個票推計をかけますので、全て全数集計するための個票推計ですが、工業統計調査のデータは4人以上しかないので、一旦シミュレーションを4人以上でやったので、推計対象は4人から9人になります。

このシミュレーションを行った結果ですけれども、実際に実測されたデータに基づいて、1年分延長推計した結果が3ページ目になります。おおむね対象事業所数ですね。このシミュレーションの対象事業所数が11万3,000を実測して16万7,000を予測したと御理解いただきたいと思います。

それで2通り行っていて、4ページ目の出荷額の推計結果ということで、10人以上と10人以上29人以下と書いてあります。これは調査の推計を伸び率推計に近いことを行っているのですけれども、伸び率推計する際に、大きな企業を混ぜた範囲で伸び率推計をした方がよいか、10人から29人の少し小さなレベルの伸び率を、数が減るので、上下、変化率は少し荒れ気味になるのですが、より小さな方で推計した方がよいか2通りのパターンで検証したということです。

精度自体ですけれども、精度自体は、もちろん調査事業所数によりますので、その11万3,000を実測したところで、精度自体は、その下の絶対値の平均がずれの平均値、全ての産業のずれの大きさの産業別の平均を出したものが、この値でして、ここが水準になります。これが0.67%、0.71%程度にはなっています。

ただし、それぞれの産業別に、そのずれの大きさの分散、標準偏差を測ると、その下の数値になりまして、1.91%と書いてありますが、この1.91、2.04を頭に置いておいていただき、この程度のぶれはあったと、ずれの大きさのぶれはあったということでございます。

次のページ、御覧になっていただきますと、今度は出荷額で裾切りをかけました。何%で切るかは一旦置いておいて、取りあえず90%で行って見たものでございます。

その結果が次のページでございまして、90%とすると、実測が7万3,000で16万7,000を当てにいくということです。

水準として、ずれの水準は0.75ですが、先ほどよりも若干、本当微小な、ほぼ同じ程度だと我々は評価いたしますが、ずれの平均値は0.75%であったということです。ただし、これはもう実測の数が少ないので、これぐらいは仕方ないだろうということです。

それで、産業分類別の誤差率の標準偏差を見ますと、先ほど数値を、大体2前後であっ

たものに対して1.67となっていて、パフォーマンスとして、どう評価をしたかと申しますと、安定的に推定できるのは、シミュレーションで、当たり前といえば当たり前なのですが、数値として、ぶれの大きさが、外し方の程度が悪くないのがシミュレーションの②、金額で切った方が妥当だという判断に至ったということです。

これは直感的に見ると6ページ目ですが、非常に当たり前といえば当たり前なのですが、何が起きているかという点、従来の従業者裾切りだと、4人以上で切ったら、4人以上、4人未満で生産している品目を作っている製造業に関しては、小さな事業所、みんな裾切りされて、実測されない部分が非常に多く出てくると。一方で、出荷額で切れば、それは確実に8割、9割までは取りに行きますので、産業別に見ると非常に安定して当てにいく構図を、青は従業者裾切りで緑は出荷額裾切りのイメージで表したということで、細かく産業別に見ると、出荷額で切った方がうまくいくことは直感的に分かっていただけだと思います。ということで、我々としては、出荷額裾切りを選択した上で、あとは予算との問題になりまして、どこまで取れるかでございます。

今回、我々ですけれども、A～Dの産業を加えて、予算の制約も非常に強い中で、ぎりぎりのラインという点、90%の標本サイズ、実測で、シミュレーションでは7万ですけれども、12万までが費用として取れるということで、予算と精度を勘案して9割とさせていただいています。これが数値根拠、それから選定方法の考え方でございます。

それから、資料3に戻っていただきまして、論点bですけれども、これらの変更により、結果の時系列、結果表章の影響はないかですけれども、名簿自体を事業所母集団データベースに切り替えて、基準年と同様に法人企業の事業所を対象、全数集計を製造業でも事業所ベースで行います。従来、基準年は経済センサス-活動調査、中間年は工業統計調査を用いて時系列がなされてきたので、両者の間で断層が、この方法を採用すると解消され、基準年との関係がよりシームレスな時系列で接続できるものと期待しております。

それから、地域別表章については、地方公共団体のヒアリングにより、都道府県・市区町村レベルで、これまでと同様の集計・公表を要望する意見があったところでございます。市区町村別集計も、参考表として、引き続き工業統計調査及び経済センサス-活動調査と同様の集計結果を出すとしておりますので、困ることはないと考えております。

私からの説明は以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様方、もし御質問、御意見等あれば、よろしく願いいたします。

これは地方公共団体での活用もあるので、もし、東京都から御発言があったら、よろしく願いいたします。

○浦崎東京都総務局統計部産業統計課長 東京都でございます。

調査の対象を売上高のシェアによる範囲と設定された場合の詳細なデータが、まだ出されていらないので、はっきりとは申し上げにくいのですが、細かい分類、小分類の集計ですとか、区市町村別の集計にどのような影響が出てくるのかなと若干心配をしているところがございます。今までどおりの実態を表すようなものになるとよいのかなと思っているのは、その論点のaの部分でございます。

あと、論点bにつきましては、今、参考表としてお示しされるということでしたけれども、やはりここは引き続き同様のものが示されると大変助かるのかなと、精度の面で危惧しておりますので、是非、そこをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○**樫部会長** 調査実施者の方で、何か補足することございますか。

○**荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長** 東京都さん、ありがとうございます。

この間も、いろいろ都道府県から御意見いただき、やはりこれまでどおりのいろいろなデータが必要とも伺っておりますので、我々も参考表を含めて、同様なものを作成していくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

委員の皆様方、いかがでしょう。川崎部会長、よろしくお願ひします。

○**川崎部会長** この期に及んで初歩的なことを聞いて大変申し訳ないのですが、私自身、よくまだ理解できていないのが調査方法なのですけれども、これは、あくまでも経済構造実態調査の企業ベースの調査の中で一環として調べていくことになるわけですよ。そうすると、例えば、製造業の事業所を傘下に持っているところで、今の売上高9割の基準に属するところは調べていくことになるわけですよ。そうすると、経済構造実態調査のそもそも対象になっていなかったようなところの中で、9割の中に該当するような事業所がある企業は、それは新たに経済構造実態調査の対象企業に入ることなのですか。そこら辺の調査の企業ベースでアプローチしていくところと、この話を突然ボトムアップと申しますか、事業所から攻め上げていくような議論になっているので、その2つの関連、私、よく調査方法の感じで分かっていないのですが、そこら辺、今でなくてもいいのですが、何かの格好で分かるように説明していただけたらありがたいなと思いました。

○**八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐** 別添1を御覧いただきますと、少しイメージがお伝えできるかなと思うのですけれども。

おっしゃるとおりでございます。産業横断調査の方の企業調査票と工業統計調査の包摂後の製造業事業所調査票と、企業単位の調査と事業所単位の調査票の2種類が存在するわけでございます。それぞれ上から8割、上から9割で御提案させていただいているところです。なので、それぞれで対象範囲を決めますので、最大のパターンとして、この別添1の1ページの下にありますとおり、本社一括形式で企業票と製造業事業所票をお答えいただくのが基本パターンにはなるのですけれども、川崎部会長に今、御指摘いただいたとおり、企業票は対象にならないのですけれども、製造業事業所調査の対象にだけはなるパターンがございます。その場合は、やはり本社の方に製造業事業所票のみをお答えいただくと。逆に、製造業事業所票はお答えいただかないけれども、企業票、産業横断票ではお答えいただくパターンもございますので、こちらはマックスのパターンのイメージで御認識いただけますと幸いです。

○**川崎部会長** 大体分かった気がしたのですが、念のため確認しますと、そうすると製造業事業所調査票の回答者は企業の方になるわけですね。ですから、傘下にそのようなもの

を持っているところは、企業に企業情報までは聞かないけれど、事業所が出てくると、だから調査対象の定義の仕方の説明が、この経済構造実態調査ってすごく難しいことが分かりましたので、そこをうまく今後の記述で説明していただけたら有り難いなと思いました。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。それは是非、記述上の反映をお願いできればと思います。

いかがでしょう。宮川委員、よろしくお願いします。

○**宮川委員** すいません。少し時間が超過しているのですが。

論点bについて、地域別の表章、今の経済構造実態調査の地域別表章、参考表だったと思うのですが、私も今、使わせていただいて、非常に有り難かったと思っています。これ、製造業の場合は、製造業1つだけで地域別に表章されるのですか。それとも、もう既に御説明があったのかもしれませんが、食料品だとか中分類レベルで表章されるのか、その辺のところを教えてくださいと有り難いなと思うのですが。

○**鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐** お答えいたします。

従来の工業統計調査において、集計、公表しておりました結果表につきましては、基本的に全て公表するイメージでございますので、したがって、例えば、都道府県別の中分類別表ですとか、そういったものは引き続き公表させていただくことになろうかと思えます。

ただ、当然ながら、推計個票等がいろいろ入ってまいりますので、経済センサス-活動調査とシームレスにつながるという意味で、断層が解消された形での集計結果を御提供することになろうかと思えます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

川崎部会長。

○**川崎部会長** 時間がなくて申し訳ない。

もう一点だけ、お願いなのですが、調査対象の規模が分かりにくいところがある気がするのですね。ですので、今後、この調査を実施されて、結果公表されることで構わないし、あるいは中間段階で調査実施しますよというアナウンスのときでも結構なのですが、経済センサス-活動調査の母集団情報を産業分類別にずらっと並べていただいて、その中で経済構造実態調査の実際の調査対象がどうなっているのかを、数字ベースで、例えば、企業数、事業所数、それから従業者数、それから売上高ですね。そのようなところを示していただくと、今の宮川委員の御疑問などにも定量的に答えやすいのではないかと思うので、是非、そのような情報の整理をお願いできたらと思います。

○**樫部会長** これもよろしいですか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 承知しました。

○**樫部会長** よろしく申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。今、地域別表章についてのいろいろなサービスの問題が出てきましたものですから。よろしいですか。

最初の技術的な裾切りの話とは、今回、推計のプロセスをもって検討していただいたと

ということで、この部分については、あまり問題はなかったのではないかと思います。ですから、むしろ地域別表章等に関しての提供の在り方という、調査計画自体の問題ではないかもしれませんが、データ提供の充実について御意見があったことを記録させていただければと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ここまでにしましょう。

○樫部会長 本当は、今日、もう少し進めなければいけないと考えていたのですが、非常に大きな話があったことを、もともと承知していましたので。

特に今の取りまとめの中で最初の部分ですね。個別審議の中でも、調査の目的、調査対象の範囲の変更、報告をまとめ、その他の事項、そこに関しては、先ほど文言の修正が必要だということがあったかと思います。それから非常に重要なことは、報告事項に関しての支払利息等の件、これはもう継続審議とさせていただくということで、そこも非常に大きな問題であるということ。それから、調査対象の範囲の変更に関しては、今回、適当と判断させていただければと思います。

今回は、報告を求める個人又はその他の団体、報告を求める事項とその基準とあって、そこから継続審議とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

予定の時間、かなり超過してしまいまして、本当に恐縮でございました。残りの事項、先ほど言ったように、次回以降の審議とさせていただきます。

本日の部会審議の内容に関しましては、追加での御質問やお気付きの点があれば、4月8日木曜日の16時までに、事務局まで電子メールにより御連絡いただければと思います。

本日の部会での審議の様様につきましては、4月の統計委員会において、私から報告させていただきます。かなり重要な論点があったと思いますが、また本委員会でもいろいろ御意見いただければと思うところです。

それでは、事務局から連絡をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会につきましては、4月28日水曜日の午前中とお伝えしておりまして、お時間は調整させていただいて、また御連絡差し上げたいと思います。

会場につきましては、第2庁舎内、この建物内の会議室を予定しておりますが、これも調整中でありまして、後日、併せて御連絡させていただきたいと思います。

それから、樫部会長からもお話しいただきましたが、追加での御質問ですとか、お気づきの点がございましたら、4月8日木曜日の16時までにメールで事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会でも審議資料として利用いたしますので、御持参いただけますと助かります。

最後に、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールで御照会させていただきますので、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。2時間だと少し足りないのかもしれませんが

ね。9時半ぐらいから開始することも含めて御了承ください。

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。次回の部会審議もよろしくお願
いします。

本日は、御参集いただきまして、どうもありがとうございました。